内閣府
Cabinet Office

企業主導型保育事業について

内閣府　子ども・子育て本部

目　　次

○　企業主導型保育事業の制度の概要と企業のメリットについて
　Ⅰ　企業主導型保育事業とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　Ⅱ　事業の実施者とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　Ⅲ　利用対象者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　Ⅳ　職員配置基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
　Ⅴ　設備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
　Ⅵ　留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
○　助成対象のイメージ及び助成金（運営費・整備費）のイメージ
　・　助成対象のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
　・　運営費のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
　・　整備費のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
○　平成３０年度　募集について
　・　平成３０年度　企業主導型保育事業の募集について・・・・・・・・・・・・・　１９
　・　基本的な方針の具体的内容①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
　・　基本的な方針の具体的内容②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
　・　中小企業における活用促進策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
○　企業主導型保育施設の設置に向けた検討について（イメージ）
　・　企業主導型保育施設の設置に向けた検討について（イメージ）・・・・・・　２４

≪参考資料≫
　①　平成２９年度　企業主導型保育事業の実施状況について・・・・・・・・・・・　２８
　②　災害共済給付制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
　③　保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置・・・・・・・・・　３０
　④　子育て支援員研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１

企業主導型保育事業の制度の概要と企業のメリットについて

Ⅰ　企業主導型保育事業とは

企業主導型保育事業は、平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度です。
企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育 施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行います。

≪企業主導型保育事業の特色≫

本事業の特色として、次のような点が挙げられます。

① 企業が、自社の従業員の働き方に応じて、多様で柔軟な保育サービスを提供することができます。夜間や土日、短時間や週 2 日のみ働く従業員への対応なども可能です。

② 複数の企業が共同で設置したり、共同で利用することができます。

③ 地域の子どもを受け入れることにより、施設運営の安定化を図ったり、地域貢献を行うことができます。

④ 認可外保育施設でありますが、保育施設の整備費及び運営費について、認可施設と同程度の助成を 受けることができます。

※ 整備費及び運営費として受けることができる助成の内容については、公益財団法人児童育成協会が運営する「企業主導型保育 事業ポータルサイトhttp://www.kigyounaihoiku.jp/」を参照して下さい。

Ⅱ　事業の実施者とは

○　企業主導型保育事業を実施することができるのは、以下のとおりです。

①　子ども・子育て拠出金を負担している事業主（厚生年金の適用事業所等）が、自ら保育施設を設置し、企業主導型保育事業を実施する場合

※　複数企業による共同設置や他企業と共同利用することも可能です。

②　保育事業実施者（保育所等を運営している事業者）が保育施設を設置し、子ども・子育て拠出金を負担している事業主（厚生年金の適用事業所等）が当該施設を活用して企業主導型保育事業を実施する場合

※　複数企業と共同利用することも可能です。

③　既存の事業所内保育施設の空き定員を、設置者以外の子ども・子育て拠出金を負担している事業主（厚生年金の適用事業所等）が活用する場合

留意事項　1

次に掲げる実施主体や公的助成を受けながら事業を実施している認可外保育施設等は、本事業の助成対象外になりますので、ご注意ください。

ⅰ　国、地方公共団体
ⅱ　施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付又は特例地域型保育給付を受けている施設又は事業所
ⅲ　『地域医療介護総合確保基金』、『事業所内保育施設設置・運営等支援助成金』の助成を受けている事業
ⅳ　その他、公的助成を受けて実施している事業
ⅴ　申請前5年間で、保育施設の閉鎖命令や、助成の取消し等を受けていないこと。

留意事項　2

企業主導型保育事業の助成を受けた子ども・子育て拠出金を負担している事業主等は、事業の実施に当たり、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行う必要があります。

Ⅲ　利用対象者等

○　企業主導型保育事業の実施に当たっては、自社等の従業員が利用する『従業員枠』のみで運営することもできますが、地域の住民等が利用する『地域枠』を設けて運営することも可能であり、利用者がどの枠に該当するかは、以下のとおりになります。

従業員枠	地域枠（設定は任意）
■　事業実施者の従業員の児童 ■　事業実施者と利用枠契約を締結した子ども・子育て拠出金を負担している事業主の従業員の児童 ※いずれも非正規労働者を含む（子ども・子育て支援法における保育認定は不要）	■　従業員枠の対象外の児童 （子ども・子育て支援法における保育認定を受けた者の児童等） ※　地域枠を設ける場合、原則、総定員の50％以内

※保護者のいずれもが就労要件等を満たすことが必要

企業主導型保育事業の設置イメージ（単独設置型・共同設置型）

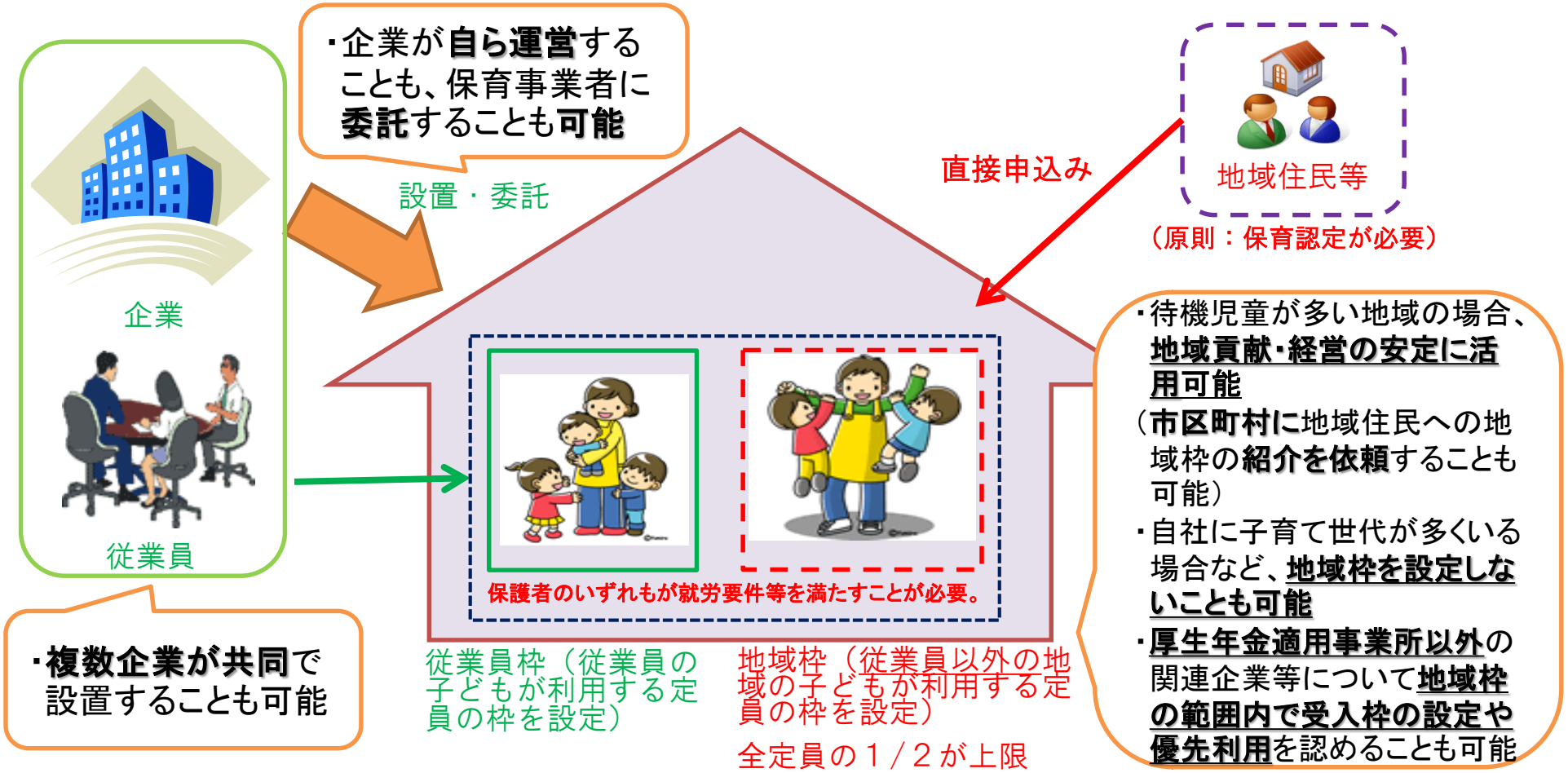

☛満員電車での子連れ出勤の負担軽減

都市部など通勤電車が混雑する場合などは、**フレックスタイム制度**、**時差出勤制度**の活用や、**保育所での洗濯サービス（通勤時の荷物負担軽減）**を併せて行うなどの工夫が考えられる。

また、**駅の近くや社宅の近くに設置**することなども考えられる。

企業主導型保育の設置イメージ（共同利用型）

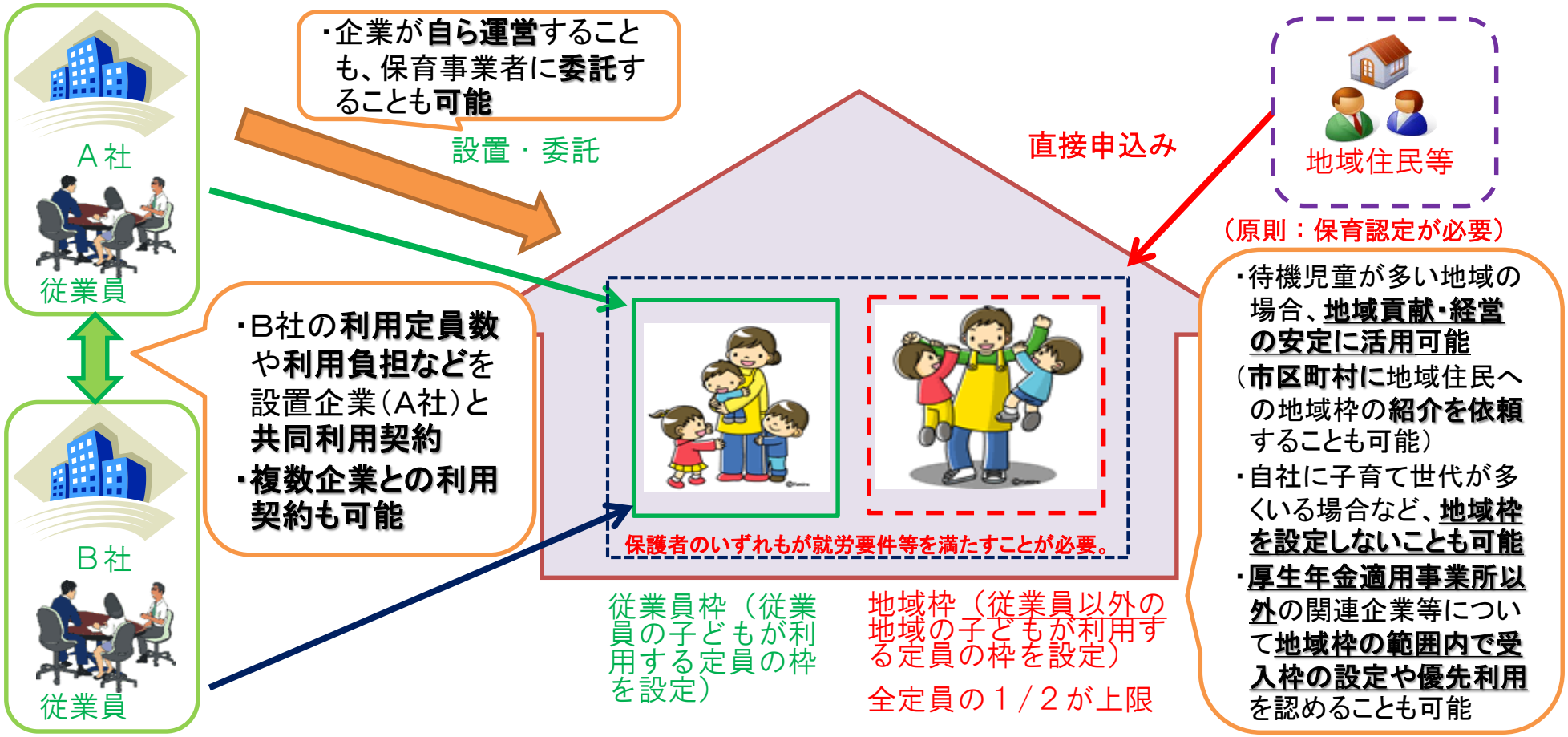

☛共同利用契約の留意点

共同利用契約の形式は問わないが、利用を行う企業の**利用定員数**及び**費用負担**を明確にする必要あり。従業員枠の利用を行う企業は、子ども・子育て**拠出金を負担している事業主**（厚生年金の適用事業所等）である必要あり。（拠出金を負担していない事業主については、地域枠の利用が可能）

複数企業との利用契約も可能。

企業主導型保育の設置イメージ（保育事業者設置型）

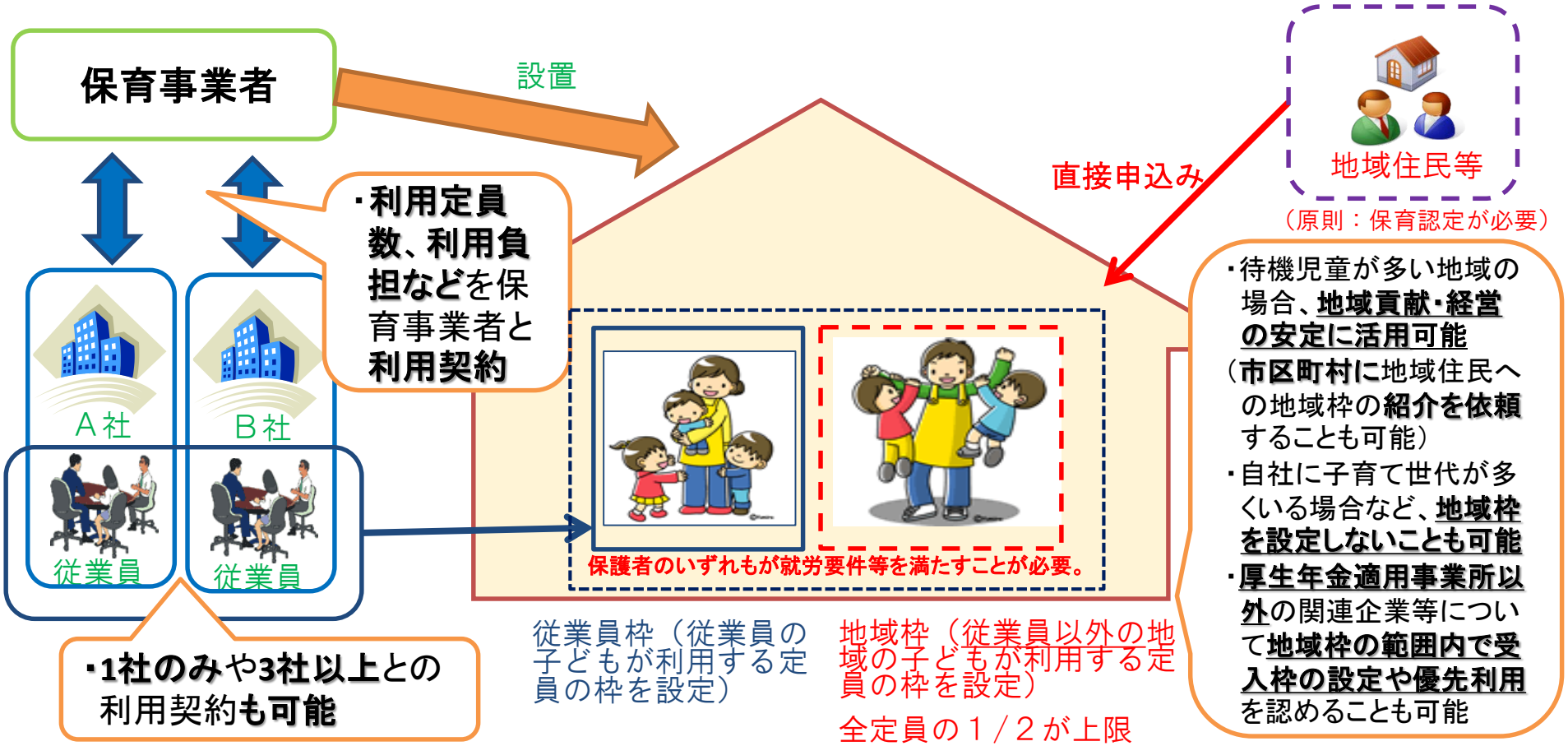

☛利用契約の留意点

保育事業者と利用企業の間の契約の形式は問わないが、利用を行う企業の**利用定員数**及び**費用負担**を明確にする必要あり。従業員枠の利用を行う企業は、子ども・子育て**拠出金を負担している事業主**（厚生年金の適用事業所等）である必要あり（拠出金を負担していない事業主については、地域枠の利用が可能）。

1社のみや複数企業との利用契約も可能。

Ⅳ　職員配置基準

職　員　数

企業主導型保育事業を実施するにあたり、保育従事者の数は、次の①から④に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に、「1」を加えた数以上とします。

① 乳児　おおむね3人につき1人
② 満1歳以上満3歳に満たない幼児　おおむね6人につき1人
③ 満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね20人につき1人
④ 満4歳以上の児童　おおむね30人につき1人

≪参考≫
職員数　0歳児（3：1）＋1・2歳児（6：1）＋3歳児（20：1）＋4・5歳児（30：1）＋1名＝職員数（最低2名配置）

職 員 資 格

上記「職員数」から算出される保育従事者数の半数以上は、保育士資格を有している必要があります。（保育の質の向上のため、保育士の割合が高くなる（75%、100%）ほど、補助単価が高くなります。）

その他の保育従事者にあっては、子育て支援員資格を既に有しているか、地方自治体が実施する「子育て支援員研修」や公募団体等が行う研修等を受講する必要があります。

※　子育て支援員；「子育て支援員研修事業の実施について（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号雇用均等・児童家庭局長通知）」に規定する子育て支援員をいう。

Ⅴ　設備基準

企業主導型保育事業における設備基準については、次のとおりであり、本事業の助成を受ける際の前提条件となります。

① 利用定員20人以上の施設については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第43条に定める基準を遵守。

※ ただし、同基準に拠り難い特別の事情があると認められる場合においては、同基準を標準として、公募団体が定める基準によることができるものとします（②についても同様）。

② 利用定員19人以下の施設については、同基準第48条により準用する同基準第28条に定める基準を遵守。

③ 上記に定めるもののほか、『認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年厚生労働省雇児発第177号）別添「認可外保育施設指導監督基準」』を遵守。

企業主導型保育事業の運営・設置基準

		子ども・子育て支援新制度の事業所内保育事業		企業主導型保育事業	認可外保育施設 認可外保育施設指導監督基準
		定員２０人以上	定員１９人以下 （小規模保育事業と同様）		
職員	職員数	０歳児　３：１ （１・２歳児　６：１ ３歳児　２０：１） ４・５歳児　３０：１ 最低２人配置	保育所（定員20人以上）の配置基準＋１名以上 最低２人配置	**保育所（定員20人以上）の配置基準＋１名以上 最低２人配置**	０歳児　３：１ （１・２歳児　６：１ ３歳児　２０：１） ４・５歳児　３０：１ 最低２人配置
	資格	保育士 ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例（１人まで）	保育従事者 （1/2以上保育士） ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例（１人まで） ※保育士以外には研修実施	**小規模保育事業と同様 ※保育士以外には研修実施（研修修了予定者等を含む。）**	保育従事者 （1/3以上保育士） ※看護師、准看護師でも可 ※１日に保育する乳幼児６人以上施設
設備・面積	保育室等	０・１歳児 乳児室　1.65㎡／人 ほふく室　3.3㎡／人 ２歳児以上 保育室又は遊戯室 1.98㎡／人	０・１歳児 乳児室又はほふく室 3.3㎡／人 ２歳児以上　1.98㎡／人	**原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守**	保育室　1.65㎡／人 ※０歳児は他年齢の幼児の保育室と別区画
	屋外遊戯場	２歳児以上　3.3㎡／人	２歳児以上　3.3㎡／人	**原則、事業所内保育事業と同様**	－
処遇等	給食	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理室 調理員	自園調理 （連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員	**原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守**	自園調理（外部搬入可） 調理室 調理員

Ⅵ　留意事項

企業主導型保育事業を実施するに当たっての主な留意事項を下記のとおりとなりますので、事業実施する際は、ご注意ください。

留意事項

① 児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県への届出が必要であること。

② 共同利用に当たっては、設置企業と利用企業の間で「利用する定員」及び「利用に係る利用企業の費用負担」を含む利用契約を結ぶこと。

③ 保育料の設定については、子ども・子育て支援新制度下における地域の利用者負担額の水準を必要以上に超えない範囲で設定すること（なお、公定価格同様、上乗せ徴収・実費徴収も可）。

④ 定期的に第三者評価の受審に努めることとともに、必要に応じ国及び公募団体による助言・指導に応じること。

⑤ 利用者又は保護者からの苦情の窓口等を設置すること。

⑥ 事業実施者は、保育所保育指針を踏まえ、保育を実施するとともに、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参考に適正な対応を行うこと。事故が発生した場合には、認可施設等と同様に「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に基づき、都道府県へ報告を行うとともに、併せて公募団体へも報告を行うこと。

⑦ 保育事業実施者は、施設賠償責任保険等に加入し、賠償事由が発生した場合には、速やかに対応を行うとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度と同等以上の給付水準の傷害保険等（無過失保険）に加入すること。

⑧ 利用者への情報提供に努めること。

助成対象のイメージ
及び
助成金（運営費・整備費）のイメージ

助成対象のイメージ

助成の内容

【整備費】 定額（施設整備に必要な費用の３／４相当分）

【運営費】 定額（企業の自己負担相当分及び利用者負担相当分を除く部分）

※一人当たり単価に利用人数を乗じた額を基本に助成

※11時間開所を基本に単価設定（13時間開所の単価も設定。その他、多様な働き方に対応した各種加算を設定。）

新設の場合	【整備費】及び【運営費】の助成を受けることが可能
既存の事業所内保育施設の場合	以下の例について、助成の対象

① 定員を増員した場合

- 新規増員分で企業主導型保育事業を実施する場合に増員部分を補助。
- 【整備費】については、一定程度の定員増を図った上で増改築を実施する場合には、既存分を含めた増改築全体に対して助成。

（例）

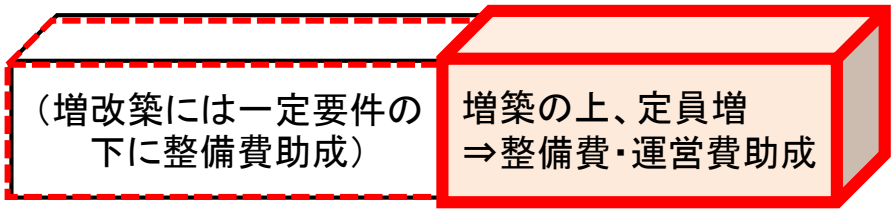

② 「空き定員」を活用した場合

- 自社従業員に使われていない「空き定員」分を活用して他の一般事業主従業員の子ども等を受け入れた場合に、【運営費】を助成。

（例）

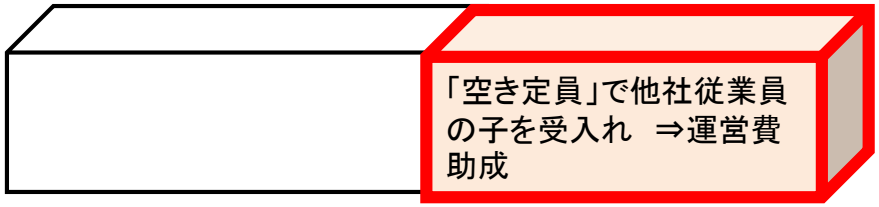

運営費のイメージ

■ 運営費の保育単価は、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格をベースに設定。

・ 地域区分、定員区分、年齢区分、開所時間区分、保育士比率区分（100%、75%、50%）を設ける。

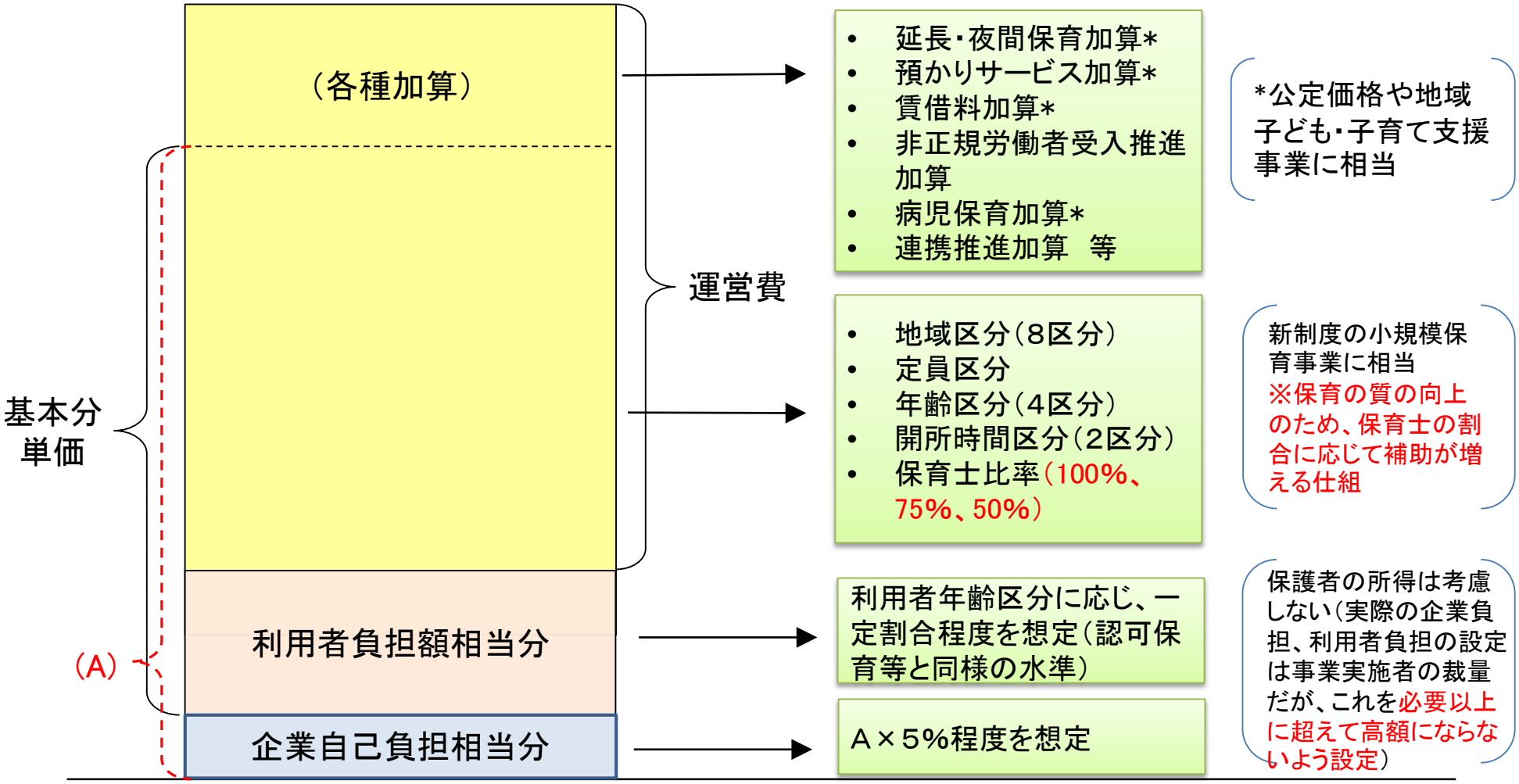

整備費のイメージ

■ 整備費の助成単価は、認可保育所整備費の単価と同一水準とする。
■ 助成単価は定額（3／4相当分）を交付する。

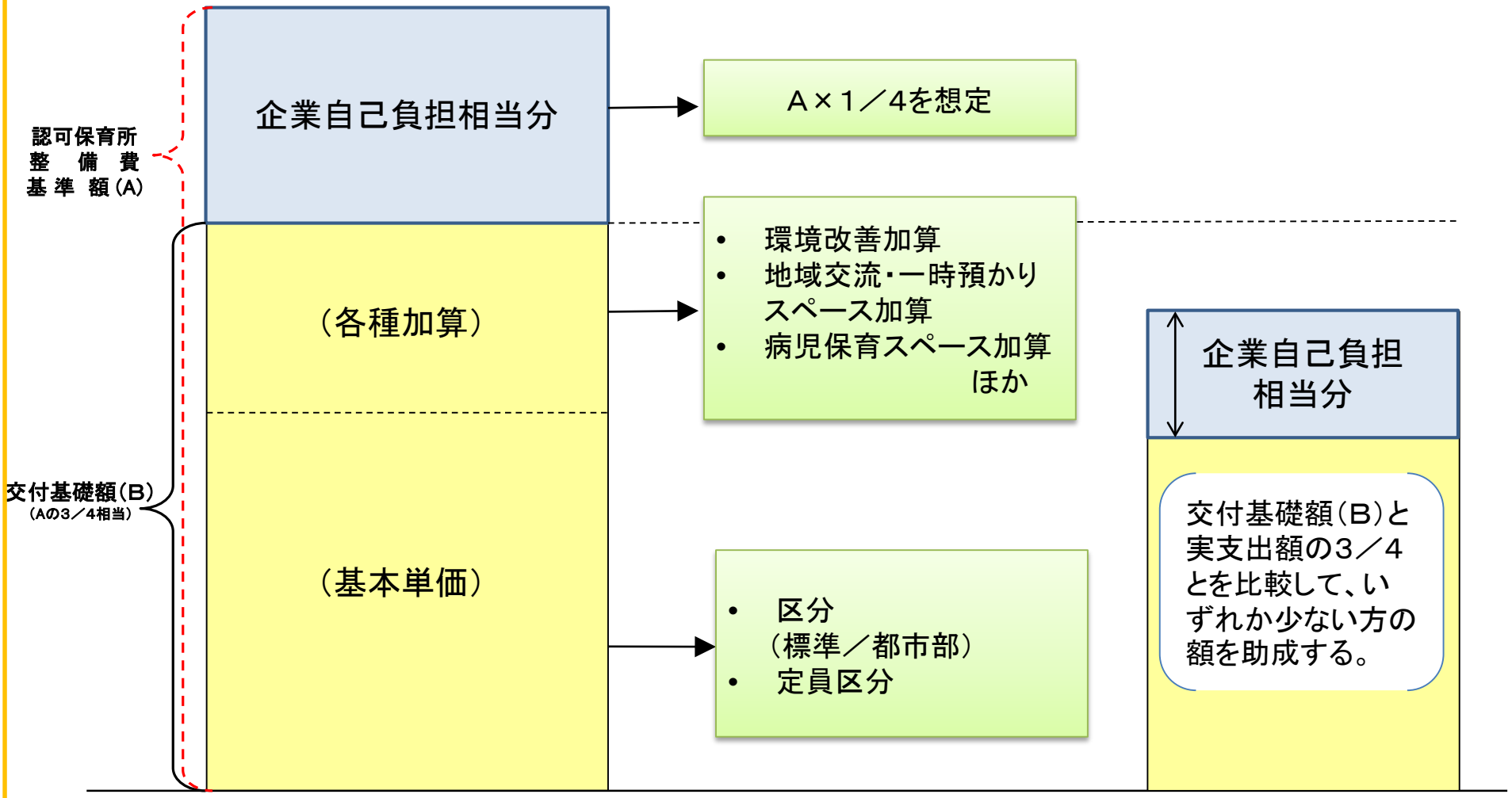

平成３０年度　募集について

平成30年度　企業主導型保育事業の募集について

募集期間

６月１５日（金）～７月３１日（火）　１７：３０まで（期限厳守）

募集枠

２万人分程度（※）

※引き続き企業等の関心が高いことから、応募状況や子育て安心プランの進捗状況を踏まえ、助成決定を行う。

今年度募集の基本的な方針

１．助成金の申請に当たり、事前に事業者が地方公共団体等へ確認する事項の明確化

○　従前から事業者へ確認を求めてきた事項について、今般明確化し、申請の前提とする。

２．募集枠を上回る多数の申請があった場合、児童育成協会に設置する審査会において審査・選定を行った上、助成決定

○　児童育成協会に設置を予定している審査会において、申請内容が本事業の目的である多様な働き方に応じた保育を提供するものであるか、待機児童対策に貢献するものであるかなどの観点から審査・選定を行った上、助成決定を行う。

基本的な方針の具体的内容①

基本的な方針

1．助成金の申請に当たり、事前に事業者が地方公共団体等へ確認する事項の明確化

○　従前から事業者へ確認を求めてきた事項について、今般明確化し、申請の前提とする。

以下の事項について、**事前確認が出来ている申請のみ受付**

具体的内容

○地方公共団体において定める認可外保育施設の設置基準に適合していること。

○保育施設の設置場所が市街化調整区域に当たらないこと。または、市街化調整区域に当たる場合であっても、地方公共団体において保育施設の設置が認められていること。

○保育施設の用途変更の必要性を確認していること。用途変更が必要な場合（床面積が100㎡超の場合など）には、用途変更が可能であること

○避難経路及び避難口誘導灯の設置、消防用設備について、消防法や条例等の基準を満たしていること。

○調理施設について、施設定員に応じた食品衛生法等の基準を満たしていること。

○地域枠を設定する場合、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談を行っていること。

○社会保険料（子ども・子育て拠出金等）及び税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を滞納していないこと。

※別途、地方共公共団体宛に協力依頼通知を発出

基本的な方針の具体的内容②

基本的な方針

2．募集枠を上回る多数の申請があった場合、児童育成協会に設置する審査会において審査・選定を行った上、助成決定

○　児童育成協会に設置を予定している審査会において、申請内容が本事業の目的である多様な働き方に応じた保育を提供するものであるか、待機児童対策に貢献するものであるかなどの観点から審査・選定を行った上、助成決定を行う。

具体的内容

● **審査方法**

審査は、今後、児童育成協会内に設置する予定である審査会で実施。

審査会は、個別の申請について、申請された事業の内容等により以下の要領で審査を行った上で、募集枠を踏まえ、選考を実施。

○　事業内容等審査

共同利用の見込み、事業に要する費用、事業の持続可能性、保育の質の確保など事業計画の妥当性、また、保育事業者設置型にあっては保育事業の実績など、総合的に事業内容等を審査。

なお、審査に当たっては以下の項目を優先的に考慮する項目とする。

○　優先的に考慮する項目

優先的に考慮する項目	備考
①多様な働き方に応じた保育の提供	早朝開所（7時以前開所）を実施する。
	夜間開所（22時以降開所）を実施する。
	休日開所を実施する。
② 待機児童対策への貢献	施設設置予定の市区町村における、認可保育所等への入所申込みを行ったが、入所できなかった人の数の多寡。
③ その他	中小企業による設置（※）（共同利用の相手先が確保されている場合には更に評価） ※中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第2条第1項に規定する中小企業及びこれに相当するものとして協会が定めるものをいう。

［企業主導型保育事業］　中小企業における活用促進策

中小企業がより企業主導型保育事業を活用しやすくなるよう、平成30年度以降、以下の中小企業における企業主導型保育事業の活用促進策を講ずる。

※平成28年度運営費助成決定施設（255施設）のうち6割が中小企業。そのうち、44%が共同設置・共同利用で運営している。

（1）企業自己負担分（年間運営費に対する割合）を軽減する。

5%　⇒　3%

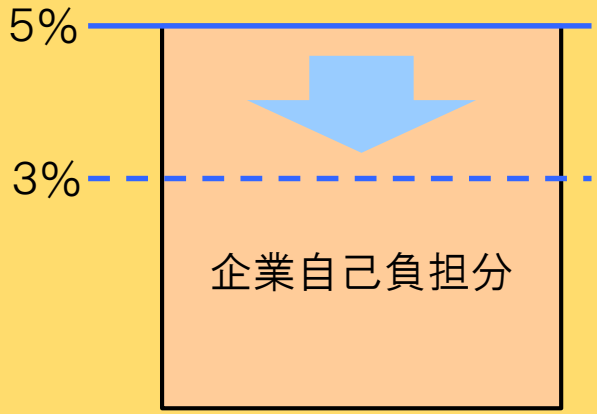

（例）年間運営費4,000万円の施設の場合、年間約200万円→約120万円に軽減

（2）防犯・安全設備に係る投資促進を図るため、防犯・安全対策強化加算の単価を増額する。

10万円/年　⇒　20万円/年

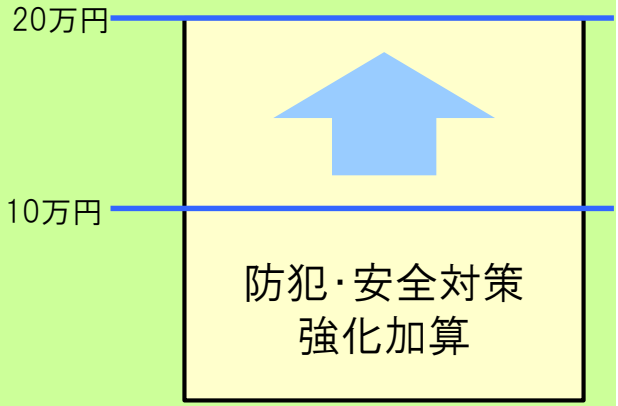

（3）共同利用・共同設置の際の連携費用として整備費に100万円を加算する。

（4）企業主導型保育事業の普及促進策を強化する。

- 地域ごとに、中小企業向け説明会・相談会を開催し、事業主等への理解が深まるよう取り組む。
- 好事例集の作成（企業主導型保育事業の立ち上げや運営等に関する好事例を収集し、横展開を推進する）

など

企業主導型保育施設の設置に向けた検討について（イメージ）

企業主導型保育施設の設置に向けた検討について（イメージ）

保育施設の形態を検討

1．設置方法を検討する。 →
- A　自社単独設置・利用
- B　自社設置で、他企業と共同利用
- C　複数企業での共同設置・利用

＋ 地域枠の活用

※「B」、「C」の場合、事前に十分に協議することが重要。

2．運営方法を検討する。 →
- D　自社での直接運営
- E　保育事業実施者等へ運営委託

3．ニーズの把握をする。 → 保育施設の設置に当たり、預かる子供の年齢、開所時間などのニーズを調査する。

4．保育施設の設置方法等を決定。 → 地方公共団体に、認可外保育施設として設置することを相談してください。

※　建築基準法、消防法や食品衛生法などの各種法令や各自治体の建築物に関する条例等を遵守する必要があります。

設置場所の検討

1. 設置場所を検討する。

A　自社内での設置
B　駅前などの交通の便の良い地域での設置
C　従業員が住んでいる地域での設置
D　他の企業施設内での設置　　など

※建物によっては、用途変更手続きが必要な場合がありますので、事前に自治体へ確認をしてください。

2. 構造設備・広さと定員を検討

E　児童１人あたりの必要面積（※1）、必要な設備（※2）等をもとに、必要となる面積・構造が確保できる場所が必須です。

F　建築基準法、消防法等の各種法令や各地方公共団体の建築物に関する条例等を遵守できる場所である必要があります。

※1　1人あたり必要面積

乳児室（1.65㎡）、ほふく室（3.3㎡）
☆定員が19名以下の場合は、ともに3.3㎡
保育室、遊戯室（1.98㎡）
屋外遊戯場（3.3㎡）

※2　構造設備

保育施設ですので、保育室（遊戯室、乳児室、ほふく室）、便所（大人用は不可）、調理室（調理設備）、屋外遊戯場（満2歳以上）、非常口等が必要となります。

屋外遊戯場が施設敷地内に設置できない場合、付近に代替地となる公園、寺社境内などが必要です。

その他

保育施設の形態を検討 ＋ **設置場所の検討**

上記2つの検討を進める中で、

① 整備に要する費用（建築費、修繕費など）
② 運営に係る費用（人件費、管理費や消耗品費など）
③ その他、助成金対象外となる費用（外構、遊具、備品など）

を試算しつつ、『**継続して運営することが可能**』かといった検討をする必要がある。

≪　参　考　資　料　≫

① 平成29年度　企業主導型保育事業の実施状況について

平成29年度助成決定（注）　２，５９７施設　５９，７０３人（定員）

（注）平成30年3月31日現在　平成２８年度からの継続分含む

(参考)平成28年度助成決定　871施設　20,284人分（定員）

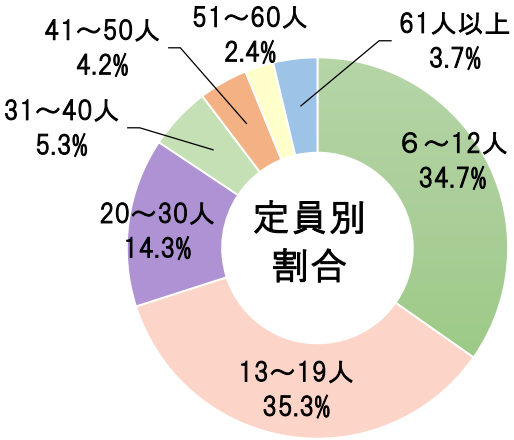

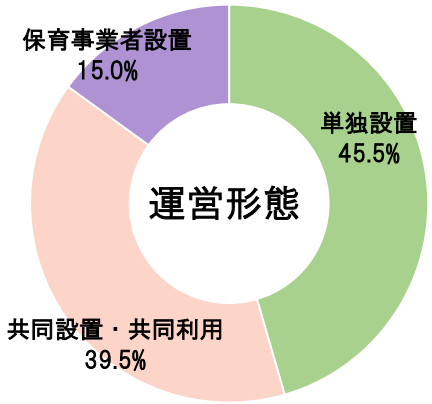

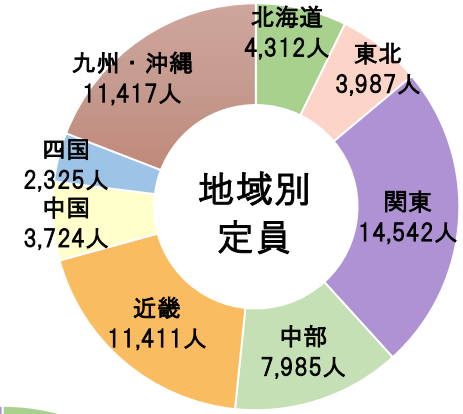

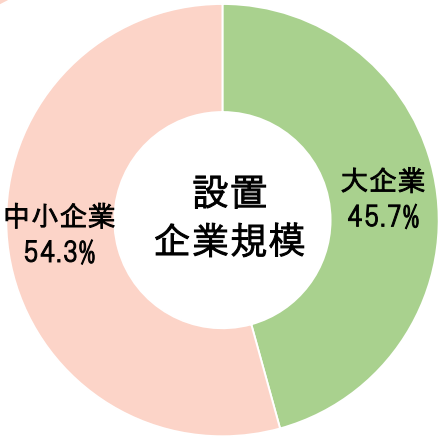

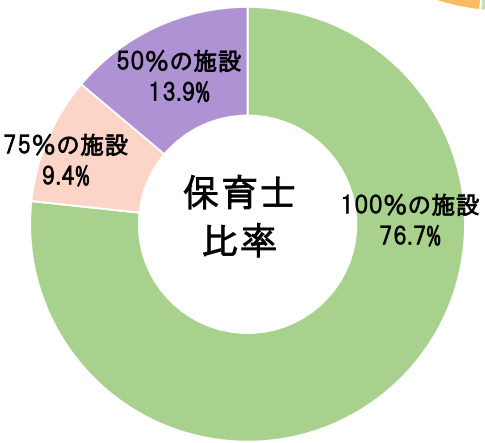

②　災害共済給付制度について

学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害、死亡）について、保護者等に対して給付を行うもので、国・施設設置者及び保護者の3者の負担による互助共済制度である。

（特徴）
- 低い掛金で、手厚い給付が行われる。
- 施設側の責任の有無にかかわらず、給付の対象となる。
- 熱中症や突然死も給付の対象となる。

（掛金）保育所等（企業主導型保育施設を含む。）：350円/年

（給付）

負傷	学校の管理下の事由によるもので，療養に要する費用の額が5,000 円以上のもの	健康保険並の療養に要する費用の額の4/10
疾病	学校の管理下の事由によるもので，療養に要する費用の額が5,000 円以上のもののうち，食中毒、熱中症、負傷による疾病等	同上
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	最大3,770万円
死亡	・学校の管理下の事件による死亡 ・上欄の疾病に直接起因する死亡 ・学校の管理下において発生した突然死	最大2,800万円

<u>※契約期限</u>　毎年度5月末日
設置事業主が運営費の助成決定通知を添付して、JSCと契約を行う。

③　保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置

（固定資産税、都市計画税、事業所税、不動産取得税、関税）

１．大綱の概要

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が１人以上５人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行った。

２．制度の内容

※「○」:非課税、「×」:全部課税

	企業主導型保育（H29/4/1～H31/3/31に助成を受けた事業者）	
	現行	改正後
固定資産税	×	課税標準が価格の1／2を参酌して1／3～2／3の範囲内で市町村の条例で定める割合（注）
都市計画税	×	課税標準が価格の1／2を参酌して1／3～2／3の範囲内で市町村の条例で定める割合（注）
事業所税	×	課税標準が価格の1／4
関税（給食用脱脂粉乳）	×	○

（注）助成を受けた後、5年間の時限措置

	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）	
	現行	改正後
固定資産税	課税標準が価格の1／2	課税標準が価格の1／2を参酌して1／3～2／3の範囲内で市町村の条例で定める割合
都市計画税	課税標準が価格の1／2	課税標準が価格の1／2を参酌して1／3～2／3の範囲内で市町村の条例で定める割合
事業所税	○	
不動産取得税	課税標準が価格の1／2	課税標準が価格の1／2を参酌して1／3～2／3の範囲内で都道府県の条例で定める割合

④　子育て支援員研修について

趣　旨

○　子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。

○　このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

○　国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者

○　研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。

○　研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援　など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ

実施主体（都道府県・市町村等）に研修申込 ⇒ 研修受講（基本 ＋ 専門） ⇒ 修了証書の発行 ⇒ 子育て支援員に認定

子育て支援員研修の体系

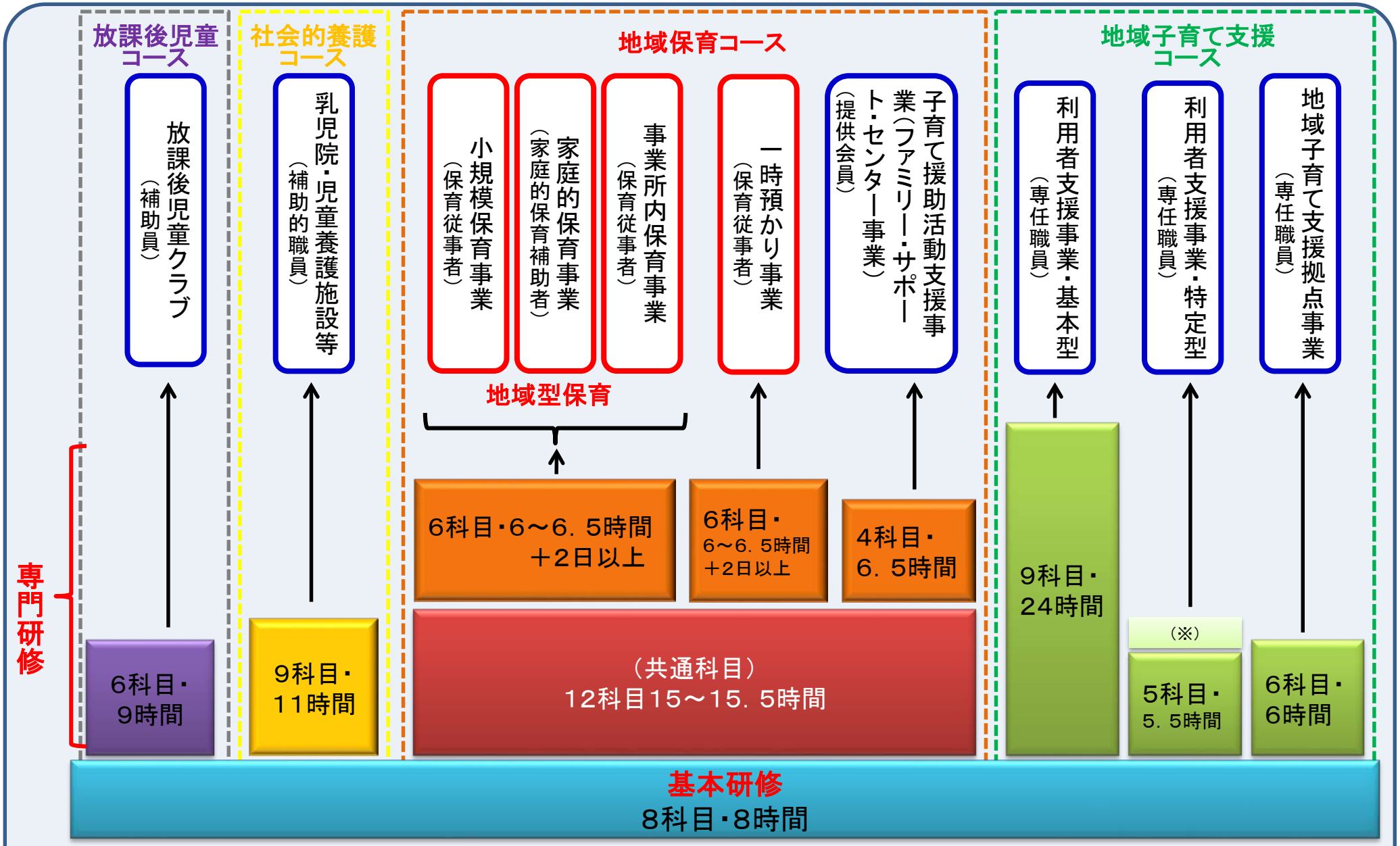

※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。
注）主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない（障害児支援の指導員等）。
注）赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

子育て支援員の認定の仕組み（実施主体の事務の主な流れ）

受付・受講の調整

・住民票等から本人の確認
・受講状況の確認（必要な場合には自治体間で情報連携）
・受講に係る各種調整等

＜実施主体＞
・都道府県又は市町村（※1）
・指定事業者

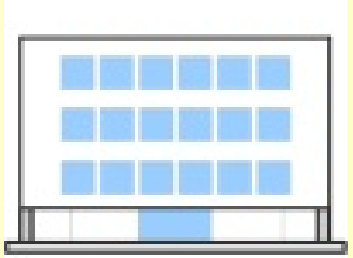

（※1）研修の実施については民間への委託も可

制度の広報
研修の開催案内等

基本研修の実施

子育て支援に関する基礎的な知識等の修得や自覚の醸成

（基本研修の修了）（※2）

・過去に修了した科目がある場合には一部科目修了証をもって履修したものとみなし当該科目については受講を要しない。（専門研修も同様）

・子育て支援員研修修了証を有している者は、再度別のコース等の研修受講の際には、基本研修の受講を要しない。

専門研修の実施

子育て支援分野の各種事業に従事するために必要な専門的な知識・技能等の修得

- 地域保育コース
- 地域子育て支援コース
- 放課後児童コース
- 社会的養護コース

修了証の交付

・修了証の交付は専門研修の実施主体の長が行う。
・修了証はコース別に交付。

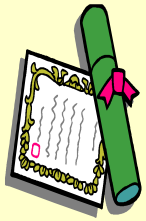

修了者名簿の作成・管理

・個人情報の保護に十分留意

必要に応じてフォローアップ・現任研修の実施

子育て支援員

修了コースに応じ、子育て支援の事業等に従事（全国共通）

受講申込書の提出

子育ての経験を活かし地域で保育や子育て支援の仕事がしたい！

子育て支援の仕事に興味がある！

※2　基本研修と専門研修の実施主体が異なる場合には受付・受講の調整を行う。